

# 「弁護士お試し制度」 登録弁護士名簿にご登録ください!!

※ 正式名称は「弁護士トライアル制度」で、「弁護士お試し制度」は通称です。

東京弁護士会 弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行 山本 昌平 (50期)  
副本部長 堂野 達之 (52期)

## 1 弁護士お試し制度とは

弁護士の活用を考えている企業・地方公共団体等（以下「企業等」といいます）向けに、弁護士が業務受託により非常勤で事業所に赴く等して法的サービスを提供し、企業等に弁護士の利用を一定期間経験してもらい、弁護士の有用性や意義を理解してもらう制度（非常勤業務受託弁護士制度）です。

## 2 登録するメリット

弁護士お試し制度は、様々なニーズに合わせて、次のように活用することができます。

- ・ 独立した弁護士としての業務を続けながら、企業等の社内で定期的に職務を行って身近な存在として法的なサポートをすることができます。
- ・ 社内で身近に法的なサポートをする経験を積むことによって、企業等の実情に通じた弁護士としての能力やスキルを向上させることができます。
- ・ 育児等の理由によりフルタイムでの弁護士業務を続けるのが難しい会員にとっては、非常勤での法的サービスを提供することができます。

## 3 登録条件

- ① 原則として弁護士登録後、1年以上経過した会員。  
（※ 新規登録弁護士研修規則により、一般法律相談研修の履修義務を免除された会員は弁護士登録後1年未満でも登録可能です。）  
（※ 名簿の登載可否の判断にあたっては「各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則」に準じるものとします。）
- ② 弁護士賠償責任保険に加入すること

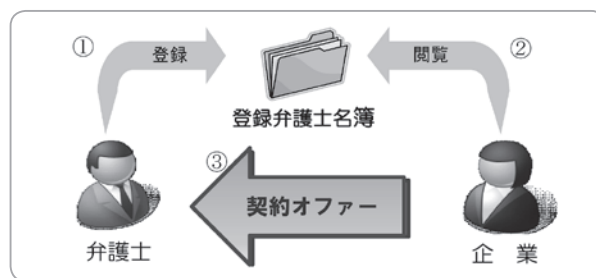
## 4 業務委託契約締結までのプロセス

弁護士お試し制度を希望される会員には、登録弁

護士名簿に登録してもらいます。

弁護士お試し制度の利用を検討している企業等が名簿を閲覧し、関心のある登録弁護士に個別に直接連絡をして面談のアポイントを取ります。

企業等と登録弁護士との間で条件等について個別に協議して、合意に至れば業務委託契約を締結することになります（面談を実施したとき、契約を締結したときや契約が終了したときは、登録弁護士は直ちにリーガルサービスセンター宛に報告するものとします）。



## 5 登録方法

- ① 下記アドレスから名簿登録フォーム（エクセルファイル）をダウンロードしてください（下記の会員ページからもダウンロードできます）。

コメント付きの記入例も添付してありますので、是非ご活用ください。

【<http://www.toben.or.jp/know/iinkai/houritsuservice/otameshi/entrysheet.xlsx>】

- ② 入力後のエクセルデータを、【otameshi@toben.or.jp】までメール添付でお送りください。所定のチェックを経て、登録弁護士名簿に登録されます。
- ③ 企業等が登録弁護士名簿を閲覧し、関心のある登録弁護士宛に連絡することで、個別の協議がスタートします。

## 6 注意事項

本会はあくまで企業等向けに情報を提供するのみで

あること、企業等と登録弁護士との間の連絡や協議は当事者間で直接行っていただき、本会は一切関与しないこと、本会は紹介や仲介、あっせんを行うものでないことにご留意ください。

なお、本制度は、企業等と登録弁護士との協議の結果、登録弁護士が常勤の組織内弁護士として採用されることを排除していません。前述の登録フォームに常勤も可である旨を記載していただいても構いません。ただし、本会は紹介やあっせんを行うものではなく、あくまで当事者間の直接の協議によって契約を締結していただくものであることにご留意ください。

登録弁護士は、業務委託契約締結のための協議の過程で知り得た情報を漏洩すると守秘義務違反に問われる可能性もありますので、情報の取り扱いには十分に注意してください。

登録弁護士は、企業等と業務委託契約を締結するにあたっては、弁護士職務基本規程第27条、第28条等関係法規に違反しないように十分に注意をしてください。

## 7 ご質問、お問い合わせ

- ① 本制度の詳細は、東弁ウェブサイトの会員向け・企業等向けの各ページをご参照ください。  
会員向け：<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/houritsuservice/otameshi/index.html>  
企業向け：<http://www.toben.or.jp/know/iinkai/houritsuservice/otameshi/index.html>
- ② 名簿登録フォームの記入の仕方、制度の詳細等についてのご質問がありましたら、リーガルサービスセンターまでご連絡ください。

東京弁護士会 リーガルサービスセンター

T E L : 03-3581-2263

E-mail : [otameshi@toben.or.jp](mailto:otameshi@toben.or.jp)

(本制度専用)

※LIBRA2015年2月号掲載の記事から内容を一部変更していますので、ご注意ください。